

「写」

七中総総第九五七号

令和七年九月十七日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

原 田 賢 一 様

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、左記のとおり損害賠償額の決定を専決処分しましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により報告します。

記

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年八月二十一日

三 損害賠償額

七千四百三十円

四 損害賠償の相手方

東京都中央区晴海

女性（事件当時の年齢 七十八歳）

五 事件の概要

令和七年三月三十一日午後一時三十分頃、東京都中央区築地七丁目八番一号先において、作業中の区職員が立ち上がり歩き出したところで損害賠償の相手方と接触し、転倒させた際に当該相手方を負傷させた。このため、国家賠償法第一条第一項の規定に基づき、本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、前記金額のとおり損害賠償額を決定したものである。